

富山県衛生研究所共同研究員服務心得

制 定：令和6年12月10日

(趣旨)

第1条 この心得は、富山県衛生研究所共同研究員受入規程に基づき、富山県衛生研究所（以下「研究所」という。）で研究する共同研究員が、所期の成果を得るとともに、研究所内の秩序を保ち、業務の能率と適正な運用を図るために、共同研究員の服務に関し必要な事項を定める。

(服務の原則)

第2条 共同研究員の服務及び財産の取り扱いについては、県の職員に準ずるものとする。

(指示の遵守)

第3条 共同研究員は、在所中、富山県衛生研究所長（以下「所長」という。）、各部課責任者及び担当者の指示に従うものとする。

(研究時間)

第4条 研究時間は、県の職員の勤務時間に準ずるものとする。ただし、指導責任者等が指示し、県の職員が付き添う場合は、この限りではない。

(秘密を守る義務)

第5条 研究所で行った研究により知り得た事項を他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ所長の同意を得た場合は、この限りではない。

(施設等の利用)

第6条 施設などの使用及び原材料、資材等の使用に当たっては、必ず各部課責任者の指示のもとに行うものとする。

(安全管理)

第7条 研究に当たっては、安全管理上必要な装備を着用することとし、万一不測の事態が発生した際は、ただちに各部担当者に連絡しその指示に従うものとする。

(健康管理)

第8条 共同研究員は、有害物質等を取り扱う場合はもとより、常に健康管理に留意するものとする。